

Title	太平洋問題調査会(IPR)とインクワイアリー問題： 第七回ヴァージニア・ビーチ会議不参加への道程を中心として
Sub Title	The Institute of Pacific Relations and the Inquiry Problem: With a Focus on the Seventh Virginia Beach Conference of 1938 and the Japan IPR's Participation Problem
Author	片桐, 庸夫(Katagiri, Nobuo)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2000
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.73, No.1 (2000. 1) ,p.331- 385
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	池井優教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20000128-0331">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20000128-0331</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 太平洋問題調査会（IPR）とインクワイアリー問題

——第七回ヴァージニア・ビーチ会議不参加への道程を中心として——

## 問題の所在

第一章 日本IPRの態度形成

第一節 インクワイアリー問題に対する基本原則

第二節 インクワイアリーへの対応

第二章 インクワイアリー問題への取り組み

第一節 独自情報の入手

第二節 高柳の訪米

第三節 第三次リー会議（日本研究要綱の検討）

第三章 日本IPRの協力停止

第一節 チャタム・ハウスとの連携の模索

第二節 守勢

第三節 プリンストン会議への対応

## 結論

片 桐 庸 夫

## 問題の所在

太平洋問題調査会 (Institute of Pacific Relations; 以下 I P R という) 第七回会議は、一九三九 (昭和一四) 年一月二二日から二月二日までの間、米国のヴァージニア・ビーチ (筆者註: 以下、ヴァージニア・ビーチ会議という) で開催された。<sup>(1)</sup>

本会議は、一九三六 (昭和一一) 年八月に厳しい情勢のもとで開催された第六回ヨセミテ会議<sup>(2)</sup>以上に困難な状況のなかで開催を迎えることになる。

その困難さは、主に東西両洋に於ける戦争の勃発によってもたらされたと考えられる。一つは、一九三七 (昭和一二) 年七月七日に北京郊外の蘆溝橋に於いて勃発した日中戦争である。それによって、I P R 設立以来の主要メンバーである日本 I P R は、国内に於いても、又 I P R 内部に於いても孤立を一層深め、次回ヴァージニア・ビーチ会議に参加するか否かという究極的な選択を迫られることになるのである。もう一つは、ヨーロッパに於いて勃発した戦争である。それによって、当初予定されていたカナダのヴィクトリアに於ける第七回 I P R 会議の開催が困難になり、会場を米国のヴァージニア・ビーチに変更せざるを得なくなるのである。更には、ソヴィエト、オランダ両 I P R の参加を困難にし、英国及びフランス I P R の場合には参加人数を制限し、かつオプザーバーの資格での参加を余儀なくされる。その結果、ヴァージニア・ビーチ会議は、従来の規模、性格の会議開催を断念し、各国 I P R の参加者数を一〇名に限る、より小規模な研究大会 (筆者註: 以下、スタディー・ミーティングという) として開催を迎えることになるのである。<sup>(3)</sup>

本稿では、日中戦争勃発以降の日本 IPR と IPR 中央事務局長エドワード・C・カーター (Edward C. Carter) 及び国際事務局との日中問題に関する新研究 (筆者註…以下、インクワイアリーという) 計画をめぐり確執に焦点を当てる形で分析し、日本 IPR が IPR との協力関係停止に至る過程、その要因、影響等についての考察を試みたい。

## 第一章 日本 IPR の態度形成

### 第一節 インクワイアリー問題に対する基本原則

日本 IPR の次回会議に向けての具体的かつ本格的な準備作業は、一九三八 (昭和一三) 年二月一六日、日本国際協会に於いて開催された日本国際協会太平洋調査部協議員会の会合をもって開始された。

それは、カーターからの依頼に基づいて、次回会議開催日程の延期、円卓会議方式の変更、議題、そして外交政策、その他の重大事項に関する調査報告書作成等の検討課題について日本 IPR としての基本態度を纏めることを目的としていた。当日の主な出席者は、前田多門、上田貞次郎、高木八尺、高柳賢三、那須皓、山川端夫、西園寺公一等である。

本協議員会の議論のなかで最も注目すべき点は、第一に日本 IPR をめぐり内外の環境が従来にも増して厳しく、日中戦争に起因する不確定要素、議題の選定という難題を抱える時にこそ、日本 IPR は前向きな姿勢を失うことなく次回会議に参加することを確認し、それに向けた具体的準備を開始したことである。第二は、中国問題に関して日中戦争をめぐり是非よりも今後の課題や将来的展望に力点を置いた建設的論議を志向した点である。

しかし、二月一六日の協議員会を経て具体的な準備作業を開始した矢先に、その後の日本 I P R にとって痛恨の事態を招くことなる一石を投ぜられることになる。

その契機をなしたのは、I P R の中央理事会 (Pacific Council) 議長の J・W・デフォー (J. W. D'Arce) から一九三八年二月九日付で I P R 中央理事会各理事、国際調査委員会委員、そして各国 I P R の事務局宛書簡が送付されたことである。そのなかに於いてインクワイアリー計画が示され、同書簡には秘扱いにされたインクワイアリーに関する趣意書 (AN INQUIRY TO BE ORGANIZED BY THE INTERNATIONAL SECRETARIAT OF THE INSTITUTE OF PACIFIC RELATIONS) が添付されていた。

同書簡の要旨は次のようである。日中戦争の勃発以来、I P R の多くの会員から国際事務局の職務を極東で生じた紛争と直接関連付ける努力をなすべきであるとの意見が寄せられた。それを反映すべく、私 (筆者註：デフォー) とアジア及びヨーロッパへの長期出張から戻ったカーターとの間で相談が持たれ、その結果、一九三七 (昭和一二) 年一〇月二日と十一月一日の両日、ニュートン・W・ローウェル (Newton W. Rowell)、エドガー・J・ター (Edgar J. Tarr) 等の出席のもとにトロントで会議が開催される運びとなったのである。

本会議に於いて明らかにになったことは、国際事務局が極東で生じている諸問題と民間の学識者を結びつけることが相応しいということであった。そうした意見を受ける形で、カーターは日中戦争当事国である日中両 I P R 及びその関係者を除くほとんど全ての各国 I P R を網羅する研究者と書簡や直接の意見交換を通じて本計画について相談する機会を持った。更に私は、カーターに対し一九三八年一月の早い段階にサンフランシスコに国際事務局員数名を招き会議を開催するよう要請した。その結果、同年一月六日から一〇日にかけてコロンビア大学のフィリップ・C・ジェサップ (Philip C. Jessup)、プリンストン大学のデヴィッド・ミトラニー (David

Mitrany)、フランスの政治研究センター (Centre d'études de Politique) の F・マックス (F. Max) 等の出席を得て会議が開催される運びとなったのである。

サンフランシスコ会議に於ける議論の過程で、やはり日中の関係者を除くほとんどすべての各国 IPR を網羅する五〇名以上の会員に対して事前に問い合わせを行い、その結果寄せられた回答を検討したところ、大半がインクワイアリー計画に賛成であることが判明した。彼等は、極東の権益が危殆に瀕している政府関係者も民間人も日中間の戦争の原因、及び恒久的和解が成立した場合に備えての正確で精選され、かつ目的に適った情報を持つことが重要であると考えていた。又彼等は、国際事務局が情報の有益性を判断し、情報の信頼性を評価し、その不足部分を補う作業を行う上で比較的格好の立場にあると述べた。

そのような会員の声を土台にし、かつサンフランシスコ会議に於ける議論とを照らし合わせた結果、極東に権益を有する国家が最終的に国際会議を通じて調整を模索すると想定することは妥当であるように思われた。

一九三八年一月一〇日、サンフランシスコ会議を終えるに際して、私は国際事務局に対し、本年度中にはそのエネルギーの大半をインクワイアリー計画実現のために費やすよう正式に要請する決心を固めた<sup>4</sup>。

以上のように、インクワイアリーをめぐるそれまでの経緯やその趣旨、目的を説明し、最後にコメントや批判を求めている。

デフォアの右説明では、周囲の声に応える形でインクワイアリー計画が実施の運びになったとされている。しかし、本来同計画は、国際調査委員会主任のウィリアム・L・ホランド (William L. Holland) が指摘するように、日中戦争が終了し極東平和会議が開催されることになるとの期待のもとに、そうなった場合に備え、交渉に従事する者に有益な情報や資料を提供するための学問的研究を行うことを意図したカーターの着想及びリーダー

シップによるものであり、彼が日中両 I P R を除く関係者に事前に意向を問い合わせた結果、予想以上に大きな支持を得られたことから、デフォーの名で日中両 I P R にインクアイアリーの趣旨、その実施を伝えたと理解出来る。それとともに、一九三七年秋頃から新たな資金獲得の必要に迫られたカーターがロックフェラー財団より六〇〇〇ドルから九〇〇〇ドルの助成を受けられるようにするため急遽具体化された計画である。<sup>(6)</sup>従って、インクワイアリーは、日中戦争への対応と財政上の要請という二つの要因に基づいてカーターにより着想され実施に移されることになったものといえる。

なお、以上にみたサンフランシスコ会議のなかで、ホランドはインクワイアリー計画を日本 I P R が原則的に了承していると報告している。そのことが日本側のカーターや国際事務局に対する不信を強めさせ、かつ第三次リー会議に於いて大きな問題として取り上げられることになるのである。

デフォーの書簡及び趣意書を受け取りカーターのインクワイアリー計画について初めて知らされた日本 I P R は、それに対する態度、具体的な協力方法等について協議するため、一九三八年三月二二日、芳澤謙吉、高柳、山川、そして事務局から大窪憲二等の出席のもとに協議員会を召集した。<sup>(7)</sup>

協議員会に於ける議論を通じて示された日本 I P R の最初の反応は、「かゝる重大な事項に関して我方に何ら相談することなく計画を進めたことは甚だ遺憾な事であつて、其の手續きに関しては充分抗議を申し込み、将来かゝることなき様努めなければならぬ」という不満であった。このことが最後まで尾を引くことになるとは誰にも予想し得なかつた。それとともに、日中戦争勃発後とりわけ厳しさを増す I P R 関係者の対日発言によって、日本 I P R がカーター、ホランド、そして I P R の機関紙『パシフィック・アフエアーズ』(Pacific Affairs) の編集責任者オーウェン・ラティモア (Owen Latimore)、『フレデリック・V・フィールド』(Frederic V. Field) の

ルーノ・ラスカー (Bruno Laster) 等 IPR の中枢や米国 IPR の対日態度に懐疑的となっていたことから、「その政治的意図又は動機は日本を目標とせるものとも解し得られ、必ずしも賛同し得ない」<sup>(9)</sup>と国際事務局の意図に対する不信感を隠せないものがあつた。しかしながら、インクワイアリーをめぐる国際事務局のそれまでの動きや意図・目的などをめぐる理解が十分得られない状況のなか、大筋では従来の協調姿勢を踏襲し、「計画が其の如く決定した以上は、積極的に協力し、以つて其の内容・実質をして遺憾なき様図るのが望ましい」<sup>(10)</sup>との態度をもつて臨むことで意見の一致をみたのである。

国際事務局に対しては、「調査をセクレタリアートに任せ放任する時は、欧米に播布されてゐる誤れる資料に基き推断する惧多分にある故、我方としては正しき資料をどしどし送付し、之を必ず収録掲載せしめる様要求する」<sup>(11)</sup>ことが決められた。それに際して、右の要求をインクワイアリー計画に協力する上での日本 IPR 側条件とし、その確認をデフォールから得る必要があることが参加者一同によつて強く主張されたことは、国際事務局に対する不信を示すものとして注目すべきであろうが、それ以上に、本問題をめぐつては日本 IPR として譲ることの出来ない基本原則を示すものとして注目する必要がある。

日本 IPR としては、既に見たように、取り敢えずインクワイアリー計画への協力を決定したものの、同計画や国際事務局に対する不信の念を何らかの具体的形でカーターに伝える必要を痛感せざるを得なかつたのである。その結果、西園寺からカーターへの私的書簡という形がとられることになつた。一九三八年四月五日付西園寺のカーター宛書簡は、当然のことながら協議員会の結果を踏まえたもので、国際事務局の権能の問題、インクワイアリー立案の過程で日本側に情報等が寄せられなかつたという手続き上の違法性に対する遺憾表明等、日本側としてのかかなり強い批判の意思を示したものである。



本書簡のなかでとりわけ注目すべきは、前年、すなわち日中戦争の始まった一九三七年の十一月頃から日本国内に於いて IPR がますます批判の対象とされるという嘆かわしい傾向にあること、米国 IPR の責任ある立場の者のなかには明確に反日的態度をとっている者や公然と対日経済ポイコットといった反日的政策を主張している者がいるといったことが言い立てられていると注意を促し、最後に貴重な IPR を太平洋地域の第二の国際連盟といった類のものにすることをしないようにと警鐘を与えている。<sup>(12)</sup>

## 第二節 インクワイアリーへの対応

一九三八年四月二日に高柳、高木、山川、岩永祐吉、西園寺、谷川興平、そして大窪が出席して開催された協議員会は、デフォー提案のインクワイアリー計画に対する日本 IPR の態度の最終決定を協議議題として開催された。議論は、重苦しい空気のなか、主に本提案の手続き上の違法性、本計画の IPR 規約違反の疑念、国際事務局の権能、そして本計画に対する日本 IPR の態度の四点をめぐって行われた。

まず手続き上の違法性をめぐっては、三月の協議員会に於いても議論されたように、提案に至るまでの手続きに関して種々に遺憾の点のあることが指摘された。その趣旨は、次のようである。本計画は、IPR の歴史からみても極めて重大な意味を持つものであり、当然各国 IPR すべての同意を得、その十分な諒解のもとに実施されるべきである。特に、問題が今回の日中戦争という極東の重大事件で、日本を除外しては到底完全な調査を行えないにもかかわらず、あたかも押し付けるかのように提唱してきたことは遺憾至極である。

日本 IPR の立場からすれば、当事国である日本の IPR に対して事前に何等の相談もなかったことを遺憾に思うのは当然なことであった。しかし、本計画の必要性を痛感し、その実現を願うカーターは、計画への強い反

対が予想される日本 IPR と事前の非公式折衝を避けたものと思われる。日本 IPR としては、既に四月上旬西園寺名で私的抗議を申し入れていたが、本協議員会に於いて正式に抗議することが取り決められたのである。

規約違反の疑念に関しては、インクワイアリーの運営次第では IPR それ自体が宣伝機関となり、規約に反する結果を惹起する惧れが多分にあること、具体的には各国 IPR が自国側の宣伝を行うような内容の調書を提供した場合、又国際事務局が日中戦争に関して判決を下すような調書を発表し、それが数カ国語に翻訳され IPR の名に於いて世界に頒布される場合、及びその結果として IPR が政治的論争に引き込まれる事態を惹起する場合等が想定されるとの懸念が示された。更には、手続き上の違法性をめぐる議論と同様、事前の相談なしに提案がなされたことへの不信から、日本 IPR と十分に諒解を遂げるために円満な連絡を図り、インクワイアリーの運営を公正妥当に執行することは今後も予想しにくい。従って、今後そのような場合には嚴重な抗議を行うとともに、本計画の実行に対しては十分な条件を付けるべきであるとの意見が強く示されたのである。

国際事務局の権能をめぐっては、基本的に国際事務局が各国 IPR や個人から提供された資料や論文等を用い自ら執筆してその調査を刊行する意図のように理解された。それにともなつて、各国 IPR や個人が提出した資料や論文等はそのまますべて収録されるのではなく国際事務局によつて適宜取捨選択されることが強く懸念され、国際事務局の本心が資料、論文等の提供を受けた後、その取り扱いに関しては一任させることにあるのではないかとの疑問が示され、一同の共感を得た。そして、そのような大きな権能は本来国際事務局に認められておらず、又今後認められるべきではないとの立場から、協議員会では国際事務局の権限を極力縮小し、事務のみに限定させるべきとの意見が多く、かつ強く示されたのである。

最後に日本 IPR の態度をめぐっては、事前に相談がなかつたこと、しかも国際事務局の取り扱い方如何によ

つては由々しき結果を招く恐れがあることから、インクワイアリー計画に反対して、これを中止させる、或いは参加を取りやめるべきとの強硬な意見も示された。しかし、日本 IPR の不参加は、本計画を中止させるものではなく、却って所謂欠席裁判を受け、調査結果を不公正なものとする恐れが多分にある。従って、本問題に対する日本 IPR の態度は、嚴重に抗議は行いが、本計画には積極的に協力し、IPR の精神に反することなく公正妥当な成果を挙げられるよう計画をリードする建前で臨むべきである。ただし、協力するためには、本調査の刊行形式如何にかかわらず、日本 IPR の提出する資料、論文等を完全又は正確に収録かつ刊行させること、万一この要求に対し満足な回答が得られない場合、第二の対策として、本計画の指導者及び担当者の顔ぶれを——例えばオールスバークのような純アカデミックな立場で計画を指導し得る人に——変更させるよう努力することも考えねばならない。

以上のように、本協議員会ではインクワイアリー計画への参加を建前にしつつ、国際事務局に対して抗議すべきことは正式文書で抗議すること、日本 IPR としての根本方針及びこの度の協議員会の合意事項に沿う形の回答を行うこと、インクワイアリーに対する国際事務局の意向、計画内容の詳細について打診することを決定し、散会したのである。<sup>(13)</sup>

そうした折、一九三八年五月六日付電報がカーターから山川宛に寄せられ、インクワイアリー問題協議のため西園寺が渡米するよう要請された。続いて、五月九日付書簡が寄せられ、重ねて西園寺の渡米が要請された。日本 IPR は、カーターの要請に沿うよう全力を尽くす旨を一応返電し、協議員会の開催を通知した。

それに基づいて、芳澤、上田、前田、岩永、高木、高柳、那須、山川、西園寺、谷川、そして大窪が出席して開催された五月三十一日の協議員会では、主に西園寺渡米招請問題、インクワイアリー問題、日本 IPR の予算問

題の三件が協議されることになったのである。

まず西園寺の渡米問題に関しては、西園寺が要務多端のため日本を離れることは困難な事情にあった。しかし、おりしも協議員の前田が国際文化振興会及び外務省の委嘱により日本文化図書館の館長としてニューヨークに在住することが決定したことから、前田にカーターとの交渉を依頼したいとの意見が提出された。本意見に対しては、前田本人の諒解及び出席者一同の賛成が得られた。しかし、前田の渡米が早くても一〇月上旬という事情から、それ以前に高柳、高木、那須のうちのいずれかが夏季休暇を利用して渡米することを求める意見が提出され、とりわけ高柳の渡米を懇請する声が多数を占めた。今回の日本 I P R 代表の渡米が単にインクワイアリー問題の交渉を行うという役割にとどまるものでなく、「真の国民使節」<sup>(1)</sup>として最も有効かつ重要な使命を有するとの意見が力説されたことは、日本 I P R の会員が自らの置かれた立場、或いは自らの役割意識を如何に認識していたか、その一端を示すものとしても興味深いものがある。

インクワイアリーの問題は、既に述べたように、日中戦争、それに対する I P R 中核、米国 I P R の反日的態度を示す発言、それがすなわち親中国を意味する状況を背景として日本 I P R の不信感や不満、カーターの思惑、そして理解や情報の不足等によって、当初から前途多難を思わせるものがあつた。そういつた状況に於いては、些細なことでもさえも問題が増幅されることがあるが、日本 I P R のカーターに対する不信感を一層助長させる問題が今回のカーターの書簡によって新たに発生した。

それは、カーターが書簡の中でインクワイアリー問題についてはその説明のために一九三七年の暮れ日本を訪問したホランドを通じて国際事務局と日本 I P R との間では既に諒解が成立しているとの理解を抱いている旨を示唆していることである。日本 I P R は、黙視出来ない重要な問題についてホランドから明確かつ十分な説明を

受けた覚えが皆無であったことから、それに対して当然のことながら当惑すると同時に反発を覚えたとしてもやむを得ないものがあった。<sup>(15)</sup>しかし、未だ詳細不明のこともあって、本協議委員会は I P R の存在の真の意義が日中戦争終了とともに益々その光彩を発揮すべきものであることを確認し、各自一層奮闘し危機打開に努力することを誓って幕を閉じたのである。<sup>(16)</sup>

## 第二章 インクワイアリー問題への取り組み

### 第一節 独自情報の入手

日本 I P R は、この頃になってようやく信頼に足るいわば身内からの独自情報を手にするようになる。それは、安保長春の I P R 中央事務局員としてのニューヨーク赴任によって可能になったことである。

安保から最初にもたらされた情報は、一九三七（昭和一二）年五月一日に発信された山川、西園寺、谷川宛の報告書である。

そのなかで、安保は、次回会議の議題として日中問題が挿入されることは必然であり、その場合には日本 I P R も自らが望む紛争の收拾策、解決方法を主眼として会議に臨むであろうとの意見が有力である一方、日本 I P R が建設的態度にないとの理由からホランドの発案による日本研究プロジェクトの線に沿って日中戦争の原因を討究するとの意見にも根強いものがあること等について報告し、次に安保自身の見解としてインクワイアリーについてはその発行形式等について注意を要すること、プロジェクトの原案は米国人の観点から日本を解剖、ないしは批判するという意向が強く盛り込まれていること、しかし研究上の資料等について米国に於いてはハンディ

キャンプのあることが十分認識されていることから、それを利用する形で、この際特に日本IPRが積極的に指導的立場をとる必要があること、インクワイアリーへの参加をカーターから求められたハーバード大学留学中の都留重人及び関西学院高等商業学部教授で、外務省嘱託として渡米し鶴見祐輔の秘書を務めていた武内辰治の両氏はインクワイアリーの結果、ないしは彼等の参加自体が日本に不利に利用されることを懸念して最終的承諾を留保していること等を伝えている。

そして最後に、ある程度までは推測し得ても具体的には理解しにくかった米国の反日的空気について触れ、カーターが東部諸都市で演説を行っているが、その内容は即席と称し草稿を入手しにくくしているため、彼の言動報告が困難なこと、不況問題の深刻化とともに米国民の日本に対する関心がだいたい薄らいでいるのと反比例するかのよう、IPR、外交政策協会、一連の所謂平和団体の反日的空気は却って濃くなっていること、この種の団体が米国の孤立政策に反対を唱え、日中戦争に対し米国の干渉の有効性を示唆、或いは公然と干渉を提唱するまでに至っていること、IPRのなかでこの干渉提唱の先頭に立つのが米国のIPR代表のフィールド、ラティモア、そしてホランドであること、一部には日本の敗退が東洋平和回復の最良の方法であるとの主張が最早信念となっていること、その代表的機関がフィールド所有の『アメラシア』(Amersia)であること、以上を報告し、アメラシア・グループは往々にして感情に走りやすく、訪日中に得た所謂内部情報を盛んに利用するばかりでなく故意に悪用する傾向があると注意を呼びかけている。<sup>(17)</sup>

続いて安保から西園寺宛に一九三八(昭和二三)年六月三日から四日にかけてカーターの自宅のあるマサチューセッツ州ピッツフィールド近郊のリーで開催された国際事務局インクワイアリー・プロジェクト概要の再検討を目的とする会議(筆者註:第二クワリー会議という)についての一二頁に及ぶ報告が寄せられ、それを通じて日本

I P R としては初めて詳細かつ具体的にインクワイアリーについて知ることになる。

以下、安保の報告に沿う形でカーター、ホランド、フィールド、コロンビア大学講師ヒュー・ボートン (Hugh Borton) 、フレッチャー社会科学学校教授ユージン・ステレイ (Eugene Staley) 、安保等一四名が出席した第一次リー会議についてみることにしたい。

まず最初の一般討議に於いては、三つの仮説 (中国側決定的勝利の場合、日本側同様の場合、両国ともに決定的勝利が得られない場合) に基づく討議が行われた。安保は、そういった仮説の討議自体に不満を漏らす出席者がいたとしながらも、日頃から中国の弁護を行っているフィールドをはじめ I P R 関係者の意向を観察出来たという意味で本討議が自分には無駄でなかったと述べる。フィールドは、日本軍の満州国を含む中国からの完全撤退をもって中国側が勝利し日中戦争は終了すると見做す。そして、日本の望む短期戦の不可能性、長期戦に於ける中国側の対日優越性、日本をめぐる国際情勢の不利、中国民衆の民族的自覚の高揚、それにとまなう中国側の対日妥協の困難性、日本の国情及び財政危機等の要因により、日本に革命が勃発する。それによって民主主義的傾向の新政府が出現、日本軍は中国から撤退することになり中国側に決定的勝利がもたらされる。そうなつて初めて英米諸国は「改造」日本政府と建設的に東洋の平和を語ることが可能となると論断している。

安保は、更にフィールドの見解は『パシフィック・アフエアーズ』、『アメラシア』等に発表したものに散見するが、今回彼の所見を総合的に理解することが出来た。講演会に於けるフィールドの発言は、概ねこの線に沿ったものに彼の持論である英米の共同干渉論を加えれば推察可能である。日本の国内事情に関する認識をめぐつては、I P R の面々が日本の財政危機を信じることは勿論のこと、日本の内部不安、社会的危機といった要因に不自然と思われる位重点を置いていたのは意外であった。日本をよく知るホランドがフィールドに劣らずこの点を

強調して譲らなかつたのは不思議でさえあつたと記述している。

引き続き行われた一般討議のなかでインクワイアリーに関して明らかにされたのは、次の五点である。

- ① 究極の目的―極東平和會議が近い将来に開催されることを予想して、一般的解決策を即座に応答し得るよう用意する。この目的のためにヴェルサイユ講和条約に擬した極東平和条約案を作成することも考えられる。
- ② 結果の発表形式―発表、不発表の二種類がある。発表の場合の形式について、米国 IPR は世論の啓蒙を強調し、刊行形式は出来るだけ簡易にし配布範囲を広汎にすべきであると主張した。カーター、ホランドの兩人がこの主張を支持したため、配布範囲を浩瀚なものとするという日本 IPR の主張は望みが薄いように思われる。この問題との関連で、国際事務局の機能について討議され、世論の啓蒙は各国 IPR の領域に属すること、国際事務局は右の目的のもとに研究の発案と組織化を行い、その結果を各国 IPR に提供するということが大旨意見の一致をみた。しかし、この原則がインクワイアリーに如何に適用されるかは頗る曖昧である。
- ③ インクワイアリーに対する各国 IPR の態度については、英、仏、ソの三ヶ国の IPR が積極的に協力する態度にある。中国 IPR からは、IPR の本部を香港へ移転した後であれば、参加が可能である旨の通告が劉馭萬を通じて最近あつた。
- ④ 国際事務局の地位をめぐることは、カーターは各国 IPR に迷惑のからぬよう編集、発表の責任は事務局が負うことを繰り返し述べた。それは資料・論文等を提出させておき、それらの取捨選択は事務局が一方的に決定することを意味するののかとの各国 IPR からの質問に対しては、その根本方針の具体的決定は各国 IPR と相談の上で行うと明言を避けた。
- ⑤ 次回太平洋會議については、カーターから来年の開催は既に絶望的との観測が暗示され、日中両当事国を除



く関係諸国による極東権益の帰趨を主題とした九ヶ国カウンシル会議開催の可能性が示唆された。それに対して、米国 IPR からは米国世論の反響を知る絶好の機会としてこの種の会議開催の必要性を強く主張する意見が示された。

次に再検討されたインクワイアリーの細目をめぐっては、本議題が今回の会議の主要課題であったにもかかわらず、それまでの議論に多くの時間を費やしたため、再検討は駆け足で行われる結果になったという。そのなかでは、ホランド、フィールド、ラティモアによってサンフランシスコで作成された「西欧」、「日本」、「中国」の三部構成からなるインクワイアリー原案は大改訂を加えられることになり、討議を通じて示された意見をホランド、ミツチエルが集約し、改訂版を作成することで討議は打ち切られた。安保は、日本の部に関しては、日本国内の経済的要素にのみ重点を置き、第三国の影響を軽視しているとの判断に基づいて、日本に対する第三国の影響についての項目を主要なそれとして入れるように主張、採用された。又、ステレイの提案を基礎に第四部「太平洋に於ける建設的調整策の可能性」を設けることが決定をみている。その主眼点は、極東に於ける国際協力機関の過去の業績及びその将来にあり、不可侵条約、国際警察、地方的軍縮、制裁問題等を含む野心的なものとな保は評価する。

インクワイアリーの完成時期をめぐっては意見が分かれたが、結局は世論啓蒙派が勝って即時施行、可及的速やかに発表するのが望ましいということに落ち着いた。カーターは、明確な時期の設定は困難としながらも、大旨本年末をもって理想的目標としたいと語っている。それに対しては、計画の膨大さに比較して時間が短いことから、研究遂行の結果に対して多大の疑問を抱く旨を漏らす者も相当あったという。

インクワイアリーと安保自身の関係について、日本 IPR と IPR との関係が微妙なことを受けてニューヨーク

クに於ける安保自身の立場も同様に微妙なものとならざるを得なかった。安保は、日本 IPR も自分自身もインクワイアリーの存在を知らずに赴任して来たこと、同問題の性質の異常に重大なことを理由に、同プロジェクトへの参加に関してカーターから日本 IPR に同意を求めるよう依頼し諒解を得たこと、従ってカーターから山川宛の書簡を入手の上は、協議の上日本 IPR としての指示を仰ぎたいと折り返し希望を述べている。理由は、今回の会議の結果、自分が国際事務局のインクワイアリー担当部署に正式参画するよう求められたが、自分としては論文や資料等の材料の取捨選択作業に積極的に参加して公平を期するのが最良と考える、しかし、この重要性、微妙な国際関係を考えて、最終的決定は日本 IPR の指示を待ちたいと安保が判断したことにある。

中央事務局職員の言動をめぐり、安保は次のように報告する。日本で非難的となっているフィールド、ラテイモアの活動は、最近西部に限られているためニューヨークに於いては把握が困難である。前年のカーターの演説以来、サンフランシスコ総領事館は IPR に対して心証を書いている上、同総領事館員の間には前年のカーターの講演会に出席して以来、IPR に対し悪感情を抱いている者もいるため、IPR の悪い面ばかりに異常に神経過敏になっているのではないかと思われる節もある。最近のサンフランシスコ邦字紙の論説欄では相当手痛く IPR 論議を行い、日本側の脱退を主張する者さえある。これ等も「息がかかって」いないまでも、大いに当局に「呼応」した形跡がみえる。

最後に、カーターが各国 IPR 代表を招いてインクワイアリーに関するリー会議を再度開催する意向であること(筆者註：第二次リー会議)、そして日本からは西園寺の参加を強く希望していることを伝えるとともに、安保自身も西園寺の渡米を非常に力強くなるとの理由で懇請している。<sup>(18)</sup>

以上の安保の報告を通じて、日本 IPR はようやく六月に開催された第一次リー会議及びインクワイアリーの

全貌、問題点を知るとともに、一九三八年六月二二日にはインクワイアリーに対する正式反対通告を打電するに至るのである。<sup>(19)</sup>

同年七月二六日に開催された協議委員会は、日本側からの正式反対通告を受けたカーターからの六月三〇日付正式回答書簡及び改定「日本研究プロジェクト」試案の内容等の検討が主たる目的であった。本協議委員会に於ける協議結果は、ホノルルを経てニューヨークに向かう秩父丸船上の山川宛に参考に供すべく送った電報のなかみることが出来る。

その趣旨は、インクワイアリー担当の全責任を国際事務局に負わせる論拠は全面的に首肯しがたいこと、旧案と新案との間の実質的差異を認めがたいこと、本計画のように詳細かつ大規模な国内問題の調査は、関係国の IPR に委ねる方針のもとに進められるべきであり、それ以外の機関による場合には調査を正確かつ公平に遂行し得ないと思われること、万一本案を移行に移すようなことがあれば、関係国の世論を無用に刺激し、IPR に対する協力を極めて困難にするところがないとはいえないこと、カーター来日の件はこの際極めて肝要であること、以上である。<sup>(20)</sup>

ここに示される日本 IPR の当面の基本姿勢は、インクワイアリーの主幹を国際事務局とすることは日本の国内世論を敵に回すことになるとの懸念から反対すること、行き詰まりをみせつつある日本 IPR と IPR 本部との関係打開及び意思疎通改善を目的としたカーターの来日を強く要請することの二点に集約出来よう。

## 第二節 高柳の訪米

一方、国際事務局側では、一九三八年七月九日から一〇日にかけての両日、第二次リー会議を開催する。本会

議の目的は、新調査計画のなかの中国研究要綱の検討を行うことにある。参加者は国際事務局スタッフに加えて、中国 IPR の前理事長で駐米大使でもあった胡適、『アメラシア』編集部の冀朝鼎、コロンビア大学教授のジェームズ・T・ショットウエル (James T. Shotwell) 等である。

安保は、カーターから第二次リー会議には出席を遠慮するよう申し渡された。理由は、胡適等から日本人がいては率直に意見を述べることが出来ない場合もあるとの申し出によるものであった。しかし、カーターは公平を期すために高柳の到着を待つて開催予定の日本研究要綱検討のための第三次リー会議には、中国側の出席を遠慮してもらおう旨を言明している。従って、安保は、対応策として英国極東政策担当者として新たに国際事務局の一員に加わったアーヴィングス・S・フリードマン (Irving S. Friedman) に自分と見解を同じくする点については会議中に開陳するよう依頼するとともに、会議終了後には決定事項等の報告をカーターから受ける段取りをつけたという<sup>(21)</sup>。従って、第二次リー会議に関する安保の報告は、カーター、フリードマン、その他の参加者から会議の模様について聴取し、それらを纏めたものである。

安保の報告によれば、討議内容に関しては、前回同様米国の極東政策、とりわけ共同干渉論対孤立主義の論争に時間の大半を奪われ、細目の検討は十分に行われなかった模様である。但し、討議に先立ってホランドが第一次リー会議に於ける「ハイポセシス討論」(既述の日中戦争に於ける①中国側決定的勝利、②日本側決定的勝利、③双方とも決定的勝利不可、以上三つの仮説に基づく討論) について報告すると、ショットウエルはじめ国際事務局員以外の参加者からその非現実性を手痛く批判され、会場の空気は相当白け切ったものになったというところである。安保の依頼を受けたフリードマンは、日中両要綱に含まれた諸問題の取り扱い方法が必ずしも土台を同じくしていないこと、従ってこのプロセスでは研究の公平を期しがたいことを主張し、ショットウエルの賛意を得たと

いう。そして、会議後安保がカーターから受けた報告は、日中両要綱を可能な限り並行的にすること、日中両 IPR とも問題の取り扱い方法として胡適の強く主張する歴史的アプローチを採用すべきこと、各担当者は各々の項目についての研究を行うことになるが、その研究結果は歴史的枠組みの中に纏められるべきこと、以上の三点であったという。<sup>(22)</sup>

本報告の中で注目すべきことは、右の決定に基づいてホランドが単独で日中両要領の再々改訂版を作成したこと、それは日本部に関する限りかなり「緩和」されていると安保の目に映るほど、日本に対して歩み寄った内容になっていったと述べている点である。<sup>(23)</sup> それは、日本 IPR の態度が急に硬化し深刻な事態に陥ったと認識したカーターが第三次リー会議参加のために訪米途上の高柳の到着前に打開策を得んとして、ホランドに指示を与えたものと思われる。<sup>(24)</sup>

カーター、そして国際事務局側の態度変化は、高柳の到着を待つて第三次リー会議が予定されているだけに、安保に希望を抱かせるものであった。安保は、そうした状況を報告すべく一九三八年八月二日付書簡を西園寺に送り、「大分譲歩妥協的な空気が動いてゐる様に察せられます。何れにせよ、九日からサンセット・フアームで開かれる高柳・デフォ両氏の会談によりこれまでの暗雲が根本的に一掃されることを切望してゐる次第です」<sup>(25)</sup>と期待感を表明している。

以上が一九三八年八月一二日から一週間にあわたって開催される第三次リー会議のために高柳が訪米する時点での状況である。

高柳は、一九三八年七月二九日、ホノルル経由サンフランシスコに到着した。その高柳を迎えるためにカーターとフィールドがわざわざニューヨークからサンフランシスコまで出向いたことは、既に触れたように彼らが如

何に高柳の訪米を重視していたか、換言すれば日本 IPR との関係を深刻にみていたかを物語る一件である。<sup>(26)</sup>

高柳は、ロスアンゼルスからニューヨークに向かうまでの一週間、カーターとは無論のこと、レイ・ライマン・ウイルバー (Lay Lyman Wilber) に代表される米国 IPR の西海岸地域の有力会員、ハーバート・C・フーパー (Herbert C. Hoover) 前大統領、『サンフランシスコ・クロニクル』 (San Francisco Chronicle) 紙の編集者、カリフォルニア大学の教員、サンフランシスコ総領事の鹽崎観三、三井、三菱、正金、日本郵船の各支店長等に代表される幅広い分野の影響力を有する人士との会合を精力的にこなした。

会合に臨むに際して、高柳は「個人攻撃を避け、問題を日本側のみの問題とせず、寧ろインスティテュートの問題として取扱い、相当強硬、率直に、しかも友誼的調子を失はぬ態度」<sup>(27)</sup>で自らの主張を行ったという。そうした高柳の態度は、ウイルバー等には好意的に迎えられ、カーターにはことの重大性を再認識させることになった模様である。

高柳の意図は、ニューヨークへ向かうに先立ってカーター、フィールド、ホランド、ラティモア及び国際事務局等のインクワイアリー、日中問題、そして日本に対する基本的な考え方や態度を自らの手で知ること、話が前後するようであるがホノルルに於けるフランク・C・アサートン (Frank C. Atherton) やアーサー・L・ディーン (Arthur L. Dean) 等に対すると同様に、日本 IPR は未だインクワイアリーについて承服していないこと、仮にそうした話が伝わっているとすれば、それはカーター、ホランド間の意思疎通の不十分さに基づく誤解であることを説明すること、カーターや国際事務局等と立場の異なる西海岸の IPR 支部及び会員に日本の立場に対する理解を求めること、そしてホノルルにはない現象であったが、カーター等一部の IPR 幹部の反日発言に強く反発し IPR からの日本 IPR の脱退を求めるサンフランシスコ在留邦人及び親日的米国人の生の声を聴くこ

と、以上を通じて、日本 IPR に対する理解と支持を得ること、デフォーに対する報告の材料を得ること、第三次リー会議に臨むに際して自らの態度を検討するための示唆を得ること等にあつた。<sup>(28)</sup>

八月五日夜、高柳は「デフォーの意向も未だ不明、カーターの行動も未定の為、問題が如何に落着するや不明なるも、小生としては……主旨貫徹に努力する覚悟<sup>(29)</sup>」をしてニューヨークに向かうことになる。

### 第三節 第三次リー会議（日本研究要綱の検討）

#### (1)

一九三八年八月六日ニューヨークに到着した高柳は、直ちに六日、七日の両日安保とインクワイアリー問題について打ち合わせを行った。以降、第三次リー会議が開催される一二日までの間、カーターやエティエンヌ・デネリ (Etienne Denery) とともに国際事務局インクワイアリー顧問に就任するジュサップ等の IPR 関係者と個人的折衝を重ねている。その中で注目すべきは、高柳・カーターのサンフランシスコ懇談を記録した覚書問題、及びインクワイアリーのための基金を拠出するロックフェラー財団理事を兼務し、親日的なことで知られるハーヴァード大学教授ジェローム・D・グリーン (Jerome D. Greene) との会見の二つであろう。

八日、高柳はカーターからサンフランシスコ懇談覚書なるものを渡されている。それを慎重に読んだ高柳は、内容が懇談の主旨と大きく異なることに驚かされる。そのため、本覚書の破棄を求める決意をし、対案として自ら覚書を用意する。翌九日、高柳はカーターに彼の覚書の内容は九割が誤りであること、従ってそれが他の目にとまったり、手に入ることを防ぐために、破棄を約束する書類への署名を求めた。カーターは、署名を拒否したが、高柳の面前で自らの覚書を破棄した。本問題は、それで一応の決着をみた。だが、カーターがなぜそのよう

な覚書を作成したのか、覚書が失われており正確な意図は不明である。しかし、微妙な段階でのカーターの作為的行為が高柳の、ひいては日本 IPR の不信感を強めさせたことは否めない。本覚書の一件も問題の一部をなすのであるが、高柳はカーター及び国際事務局と日本 IPR との間にあつて微妙な立場にある安保を当分の間日本側の一員として高柳を補佐する役割を担う旨の諒解をカーターから得るのである。<sup>(30)</sup>

続いて、高柳は一〇日ハーヴァードにグリーンを訪ねている。その際に彼が受けた衝撃の大きさは、彼の報告の一節「従来著しき親日的傾向を有せし同氏も、日支事変關係に就ては日本に対する批判的態度顕著なり」<sup>(31)</sup>からも明らかであろう。

例えば、グリーンへの支援を仰ぎたかつたインクワイアリーに関しては、高柳の目にはグリーンへの認識は不十分なものと映った。グリーンは、インクワイアリーが IPR 従来の調査計画と何等異なることなく、純客観的調査であることは勿論であり、もしそれが政治的意図を含むのであれば、ロックフェラー財団はたとえ一セントといえども抛出しないと筋論を展開し、又国際事務局員の思想傾向、日中戦争に対する態度についても彼等は客観的に公平であるとの前提に立つてインクワイアリーを支持した。高柳は、国際事務局員の最近の傾向からしても事務局中心のインクワイアリーが客観性を保障し難いと主張した。この主張に対して、グリーンは懐疑的態度を示したという。

日本 IPR が難色を示す問題のうちの一つであるインクワイアリーの責任の所在が国際事務局にあつて、資料提供や論文執筆を行う各国 IPR、会員等に責任がないことに關しては、グリーンは自らの思い込みの誤りを認め、本問題については高柳と同意見であることを表明する。だが、グリーンは、国際事務局員の政治的、或いは準政治的言動については、言論の自由という観点から肯定的態度を示した。高柳は、西海岸在留邦人等の日本 I



PRのIPRからの脱退を求める声を念頭に、国際事務局員の言動が各国IPRやその世論に与える影響を懸念する立場から、国際事務局員に限っては言動を制限する必要を説いている。それに対してグリーンは、意見を留保する姿勢を示した。更には、ラティモアによる『パシフィック・アフエーズ』の編集方針は不正であるとの高柳の見解に対して、そうした問題は日本IPRが速やかに抗議し改めさせるべきこととしながらも、自らもデフォー、或いはカーターに覚書を送る旨を述べるにとどまった。<sup>(32)</sup>

以上のグリーンの態度は、高柳をして第三次リー会議を目前にして自らの置かれた立場の困難さを思い知らされるとともに、有力かつ貴重な後ろ盾を失ったという思いに駆られたのではないであろうか。

(2)

第三次リー会議は、中国研究要項を検討した第二次リー会議に対応する日本研究要綱の検討を目的として一九三八年八月一二日から一九日までの一週間開催された。

会議初日午前の会合には、カーター、ホランド、ポートン、安保、高柳、デネリー、『マンチェスター・ガーデン』(Manchester Garden)の中国特派員であったオーストラリアのH・J・ティンパリー(H. J. Timperley)等が参加した。本会合の本来の目的は、日本関係の調査項目の検討にあつた。しかし、日本IPRがインクワイアリーそのものに強い反発をみせていること、そして高柳を第三次リー会議に参加させるために、当初の目的を変更し、国際情勢に関する意見交換を行う会合に変更している。高柳は、その席上日中両国の国情と外国の権益を三角関係でとらえる見方を一応の見方としながらも、それは平面的な捉え方であるとし、その背後には資本主義対共産主義の問題がさまざまな形で織り込まれており、本要素を含まない調査項目の視角はインクワイアリー

を皮相的観察に基づくものにする<sup>(33)</sup>と批判を展開している。

翌一三日の午前の会合に於いて、高柳は東アジア情勢の説明を試み、日中戦争の歴史的背景、蘆溝橋事件勃発時の政局の動き、軍内部の動向、日本と在華外国権益との関係等に言及した。続いて日中戦争に関する米国世論成立の要因を(イ)弱者に対する同情・感情的要素、(ロ)日本政治を以て軍部専制なりとの観察、(ハ)ベルリン、ローマ、東京枢軸に対する恐怖、(ホ)人民戦線派の親露態度(進歩主義者)、(ヘ)日本による中国市場独占の嫉視(保守主義者)、(ト)日本の集団保障制侵犯に対する自由主義者の激怒、以上、七点から分析している<sup>(34)</sup>。

高柳は、右の順で一般的な米国人が日本について偏った事実認識をしていると思われる点について指摘した後、とりわけ世界平和に関する所謂集団保障システムの概念的固定性とその現実的妥当性の問題に重点を置いて論じたという。

当日午後には、高柳と安保を除く形の秘密会が開かれたことを両名は探知している。その意図は定かでない。恐らく日本IPR対策であろうが、そうした方式の会合は、従来のIPRにはみられなかったことである。それは、IPRをめぐる国際環境及びIPR内部の対立がかつてなく厳しいことを示すとともに、インクワイアリー計画の性質からして、その実現をはかること自体がIPRの政治的性格を強めるものであったことは否めない。

一四日午前中、カーターとフィッツシャーが高柳のもとを訪れ、彼等がインクワイアリーの起源となったという五〇人の意見書集を手渡した。それを一読した高柳は、日本側にインクワイアリーについて知らせず、ホランドの報告により日本側があたかも同意したかのように装ったとの心証を更に深めている<sup>(35)</sup>。続いて一五日には、前日午前と同じ顔ぶれで秘密会が開催された。秘密会とすることは高柳の希望に沿ったものである。それは、ホランドから日本IPRがインクワイアリーについて説明を受けたとされる件、ホランドのサンフランシスコ会議に於

ける日本 IPR のインクワイアリー原則了承報告等の件について詳細にわたる質疑応答を期待したことによる。

高柳の報告によれば、ホランドは日本滞在中インクワイアリーについて十分知らず、カーターからの電報に基づいて日本側と折衝したに過ぎないこと、又サンフランシスコに於いてホランドが事務局主導のもとに研究を進めることに對して日本側が明白な抗議を述べなかつたと発言したことをめぐっては、単に会議中のある質問に對する答弁として答えたに過ぎず、日本側が承諾したと述べたものではない旨を弁明した。この誤解を招いたホランドの発言をカーターがチャタム・ハウス(筆者註・英国 IPR を指す)に通告したことも問題とされた。カーターの意図は、反対の予想される日本側にことの真相を知らしめないこと、他方チャタム・ハウスの同意を得るために日本側の同意を巧みに利用することにあつたと推察される。しかしながら、それについては記憶にないとの態度をカーターは示し、席上では調査の上回答すると答えたが、結局高柳への回答は行われなかつた。<sup>(36)</sup>

しかし、インクワイアリーを承諾するか否か「未だ態度を決せざるチャタム・ハウスをして、日本側承諾と通告することに依て、其決意を促す主旨なりやとの問に對して、チャタム・ハウスが日本側が承諾したるが故に、承諾を決意したることは殆ど確實なりと想定して差支なかるべし<sup>(37)</sup>」とカーターのある種工作を示唆する発言がチャタム・ハウスからなされている。それには對しては、デフォーとデネリ両名からの反論もなされたが、高柳が「カーター氏が右記事の正確なりや否やを一応 J・C・(筆者註・日本 IPR を指す)側に問合せずして、これを J・C・の意思表示としてチャタム・ハウスへ通告するは早計も甚だしきに非ずやと逆襲し、カーター氏は『手落ちなりき』<sup>(38)</sup>と答えたことにより、日本側の不信感を増幅しつつも本問題は一応の決着をみた。

八月一六日も前日と同様に秘密会議が開催された。本席では、高柳から日本側抗議の要点についての説明がなされている。それには對して、デフォーから自分と IPR との関係はまだ浅いことから独断にてインクワイアリー

問題の処理を決断出来ず、中央理事会にその決定を委ねる以外に途がないこと、殊に日本側の主張は IPR の基本方針や規約にも触れるものであり、又九〇〇〇ドルを本計画のために助成したロックフェラー財団への約束もあることから、両者の妥協は困難である。従って、本問題は中央理事会の決議に委ねたいと述べた。デフォーの発言には、カーターも狼狽の色を隠せなかったという。<sup>(39)</sup>

デフォーが右のようにインクワイアリー問題の最終決着を中央理事会に委ねる考えを示すと、それが実現した場合には日本 IPR の脱退という最悪の事態もあり得ることを懸念した高柳は、和戦両様の構えに基づく主張を展開することにしたのである。

具体的には、一方で妥協を模索するために、インクワイアリーをめぐって IPR と日本 IPR との妥協成立の可能性について説明し、本問題を中央理事会に提出することは日本 IPR 脱退の危険性を孕んでいることについて納得を得る努力を払った。もう一方では、「戦時態勢」<sup>(40)</sup>で一九三七年一月二二日付カーター発ホランド宛電報の一節 (without risking insaprael [sic] objection to new project try secure informal suggestions) を資料として提出し、それはカーターが日本側からの抗議を怖れ、討議の内容を十分日本側に示さず、漠然とした内容を基礎として日本側に同意を求めようとする主旨ではなかったのかとカーター、ホランドの両者に問いただした。それに対して前者は狼狽の色を呈して答弁もしどろもどろになり、後者は顔色が紅潮したという。更に攻めの姿勢を堅持する形で、インクワイアリーが中央理事会に提出される場合には、IPR 規約第二条に則りサンフランシスコの決議に基づく本計画そのものの違法性を主張する考えであると述べ、その点が中央理事会にて最後決定をみるまでという条件で次の四要求をなしている。

(一) 国際事務局が既に依頼した学者等に対しては、本計画遂行は来年一月に開催される中央理事会の決議が

出るまで未定である旨を通告すること。

(2) 既に依頼を行っているにもかかわらず、未だ承諾していない学者に対してはその依頼を取消すこと。

(3) 新規の依頼は行わないこと。

(4) 完成した調査といえども中央理事会開催までは公刊しないこと。

本要求に対してカーターは狼狽の色を示したが、高柳は妥協案作成の希望を未だ失っていないこと、ロックフエラー財団からの寄付に関する詳細を知りたい旨を述べている。<sup>(41)</sup>

前日に続いて開催された八月一七日午前の会議に於いて高柳は、カーターに信頼の厚い西園寺が彼に手渡した覚書の内容について説明し、西園寺のような人物でさえも日本 I P R の主張がいられない場合には脱退の決意を抱いていることを披露した。その上で、インクワイアリー問題を中央理事会に提出する場合には、同理事会が九〇〇〇ドル計画と日本 I P R の協力喪失のいずれを選択するかという二者択一のジレンマに陥ることになると警告を発し、妥協案を本会議に於いて熟慮するよう求めたのである。<sup>(42)</sup>

本会議終了後、高柳は個人的にジュエツップから次の要望を示されている。それは、目下の形勢では日本 I P R の主張の如何にかかわらず、日本側が公正な調査計画を故意に妨害しているとの印象を残すことになり、日本自体にとって不利になるばかりでなく、日米関係の将来にとっても憂慮すべき事柄である。従って、自分は高柳の覚書や主張を十分に取入れる形で覚書 B を執筆した。それを検討の上、採用されるよう熱望するというものである。それに対して、高柳は、これは本心の吐露と考えられるが、日本 I P R の脱退は日本と欧米との自由会談の唯一の機関を失うこととなり、将来西洋と東洋との意見交換の途を塞ぐこととなるために望ましくないと考えている。私は、デフォーがインクワイアリー計画の内容について十分な研究を行わずに中央理事会に提出しようと

する態度に不満を抱いているのであって、ジェサップの覚書Bは一考に値すると思われる旨を答えている。<sup>(43)</sup>

同日夜、高柳は早速覚書Bを検討し、それは二月九日付デフォー覚書の主旨を日本側主張に沿うような根本的に変更したものの、すなわち高柳の求める妥協案として受け入れられるものであると評価した。翌一八日午前、高柳は安保の意向も確認の上、午後の会議に於いて、概ね覚書Bの採用に賛成の意思を表明、続いて意見を求められたカーター、デフォーも遂に同意したのである。<sup>(44)</sup>

以上の結果、若干の修正を経てジェサップの手による覚書Bが妥協案として暫定的に受け入れられ、最終的には一九三九(昭和一四)年一月の中央理事会に於いて決定されることになったのである。妥協案の主旨は、以下の五点である。<sup>(45)</sup>

- ① 将来の極東平和会議への準備、世論啓発事業をIPR自らが行うという調査目的を変更、次回会議準備を主目的とする。
- ② 調査計画遂行に関する国際事務局の権限を局限し、各国IPRの発言権を拡大、中央理事会の最終決定権を強化する。
- ③ 計画に基づく調査報告は執筆者の責任とし、IPRの見解と誤解を受けるような外観を避ける。
- ④ 日本部は主として日本IPRが執筆する権能を確保する。
- ⑤ 一月初旬中央理事会をニューヨークに召集し、他の諸項とともに本計画関係事項につき最終決定を行う。

高柳は、「次回会議準備」という遠回しな表現によって、カーターとロックフェラー財団との関係に支障をきたさないようにし、カーターの面子に配慮出来たこと、執筆者の責任の明確化によって、インクワイアリーの宣伝的性格を弱める効果が大きくなったこと、国際事務局の権限制限によって、反日的著作のみ公刊される危険性

を最小限に抑え、又調査内容を客観的にすることが可能となったこと等を本妥協案の成果として挙げている。<sup>(46)</sup> 妥協案の成立にともない、デフォアの用意していた声明及びカーターの作成した覚書 A は不要として討議されなかった。

会議終了後のカーターについて「安保氏と高柳の手を熱情を籠めて握り、衷心より問題解決を悦びたる様子なりき」<sup>(47)</sup>と高柳が語り、かつ八月一九日にカーターと別れるに際しては、インクワイアリー問題が「円満に解決したことは相互に喜ぶべきこと」<sup>(48)</sup>と、責任を果たした安堵感を表している。そして、責任を果たした自信からカーンフランシスコ上陸以来の自らの根本方針及び姿勢を次のように披露する。(一) IPR の根本精神への忠誠。

(二) 日本側の主張のうち理由あるものは何処までも主張する覚悟。(三) なるべく犠牲者を出さずに解決を図る方針で振舞うこと。従って、市井の徒のバーゲニングを行う意向は少しもなく、妥協案の結果が日本側と事務局側のいずれに不利かどうかなどは問題でなかった。ただ IPR 本来の精神に照らして妥当かどうかは問題であった。<sup>(49)</sup>

しかし、インクワイアリーをめぐる問題は、第三次リー会議に於いて円満かつ完全に終息をみた訳ではなかった。カーターは、そして恐らくはホランドやデフォア等も、あまりに日本側に譲歩し過ぎたと考えており、日本を除く各国 IPR に対する面子の問題からしても決して好ましいとは受け止めていなかった<sup>(50)</sup>のである。

### 第三章 日本 IPR の協力停止

#### 第一節 チャタム・ハウスとの連携の模索

第三次リー会議に於ける妥協案の成立は、日本IPRにとって朗報であることは疑いなかった。しかし、本会議終了の時点から高柳には懸念材料が二つあったといえよう。一つは、高柳が第三次リー会議報告のなかで「諸種の小策を弄して原案の目的達成に努力する態度未だ顕著なるものあるによりカーターを絶対信頼することは危険なり。カーター等の小策によりてJ・C。(筆者註：日本IPRを指す)が懐柔せらるゝが如きことなき様充分警戒を要す<sup>(51)</sup>」と述べるように、その後のカーターの動きに対する懸念である。もう一つは、一九三九(昭和一四)年一月初旬に開催予定の中央理事会在日本IPRにとって「異常の重要性」<sup>(52)</sup>を持つに至ったことである。この異常の重要性を高柳は、次回の中央理事会在「本計画の実質的結果を反日宣伝的なものたらしめるか、又はJ・C・側としては、尙一戦を交ふる充分なる覚悟と用意とを必要とす<sup>(53)</sup>」と形容する。

それらへの対応、そして究極的には日本IPR脱退回避のための根本方針として最も重視すべきことは、チャタム・ハウス(英国IPR)との十分な諒解に達することであると高柳は考えた。それは、二つの理由による。一つは、高柳が第三次リー会議終了後にカーターとチャタム・ハウス間の往復書簡を閲覧し、それを通じてチャタム・ハウスが、日本側と同様に、インクワイアリー計画の当初から国際事務局が中心となることに對して絶えず懐疑的態度を抱えていることをつぶさに知りえたこと、本計画を遂行する上で日本IPRの同意を重視するとともに、同計画の遂行によって日本IPRの立場が困難に陥る可能性を十分に認識していると判断されたことによる。もう一つは、チャタム・ハウスが日本外交政策の背景といった議題は不用、又歴史的アプローチも無用の見解を持ち、それよりもむしろ東アジアに於ける新事態から生じる問題の客観的・事實的調査を行うべきとの意見を抱えていることである。

一九三八(昭和二三)年八月二四日、高柳は右の所感に基づいてチャタム・ハウスとの連携を模索するため二



ユーヨークを後にする。五日後の二九日にロンドンに到着した高柳は、翌三〇日日本大使館に吉田茂大使を表敬訪問し、九月一日にはチャタム・ハウスのに於ける英国 IPR の委員会に出席した。高柳は、議長のア・V・アレキサンダー (A. V. Alexander)、第三次リー会議から戻ったデネリー、そして F・C・ジョーンズ (F. C. Jones) を前にして、第三次リー会議の決議を日本 IPR としては未だ採用した訳ではないことを述べる。続いて私見として、第三次リー会議に於いて妥協案が成立したことによって日本 IPR 脱退の危険性は薄らいだように思われるが、なおその危険が全く無くなった訳ではないとの見解を披露し、チャタム・ハウスの協力を求めた。高柳は、日本 IPR 脱退の危険性について二つの場合を想定する<sup>(34)</sup>。

① 次回中央理事會に於いて日本側の受諾不可能なインクワイアリー案を多数決で通過させるよう国際事務局等が政治工作を行う場合。

② インクワイアリー計画遂行の結果が著しく日本の世論を刺激するような場合。

以上から、既にみたチャタム・ハウスの十分な諒解を得るとの高柳の訪英の具体的意図・目的が浮かび上がる。それは、右の危険を回避するために懸念されるカーターのチャタム・ハウスへの政治的働きかけを拒否するよう説得すること、本計画をあくまでも IPR の理念に合致させるためには有力なチャタム・ハウスの監視が必要であり、そのための理解と支持を得ることにあるといえよう。

高柳は、アレキサンダーや G・E・ハバード (G. E. Hubbard) 等との会談を通じて、チャタム・ハウスの方針が日本 IPR の脱退を極力避けるよう努力すること、他方デフォー、カーター等の面子を守り、インクワイアリー計画そのものは遂行すること、第三次リー会議決議の方針に賛成であること、調査はなるべく専門家に行わせること、以上の四点にあり、詳細については第四次リー会議参加のために訪米するハバードがカーターと打ち合

わせた上で決定する方針であることを確認する<sup>(55)</sup>。それによつて、高柳訪英の目的は一応達成されたとみてよいように思われる。

この後、高柳は九月五日にドイツ、オランダ、ベルギー、フランスを訪問、再びロンドンに戻る予定の旅に出る。その直前、山川に対して報告を行い、カーターの態度、チャタム・ハウスの空気等に照らし、日本IPRとしては妥協案の形式的承認は当分の間留保し、強硬な態度の維持が望ましいと提言する。又、カーターに対して重要性を増す中央理事会の会合を円滑にし、妥協案を効果的なものとするために彼自身の訪日が必要である旨を伝えている<sup>(56)</sup>。

## 第二節 守 勢

高柳訪欧中の一九三八年九月一六日から一八日までの三日間、第四次リー会議が開催された。出席者は、ハバード、ティンパリー、カナダIPRのA・R・M・ローワー (A. R. M. Lower)、米国IPRのフィールド、カル・L・オルズバーク (Carl L. Alsborg)、カーター、ホランド、ラティモア、ジェサップ、安保等である。

本会議開催の目的は、表向きはインクワイアリー計画の進捗程度を検討することにあつた。しかし、真の狙いは、ホランドが安保との雑談中に端無くも漏らしたように、「ハバード老人教育<sup>(57)</sup>」という形の政治的働きかけを通じて日本IPRに譲歩し過ぎた第三次リー会議への巻き返しをはかることにあつたといえよう。ハバードは、インクワイアリー計画に懐疑的態度を有し、かつ既述のように、第三次リー会議終了後高柳が拠り所とみなしたチャタム・ハウス内の有力者の一人であること、そういう意味からも最も日本側に同調する可能性の高い人物であつた。従つて、カーター等に見れば、日本IPRの強硬な反対がある時に、『計画に対する後方の脅威』

を除く目的を以て、此の大きかりな会議を開き一種のデモンストレーションを行つてハバード氏を『教育』<sup>(58)</sup>する」ことが急務と考えられたのである。従つて、会議の初日を英国、カナダ、オーストラリア IPR の代表とカーター、ホランド、オルズバーグのみの所謂幹部会という形式をとつた理由がロンドンに於ける高柳とハバードの会談の印象を訂正する企図にあるのではないかとの疑惑を安保が抱いたとしても、それはあながち的外れとはいえないものがある。<sup>(59)</sup>

日本 IPR に精神的にも現実の力関係の上からも及ぼす影響の大きいハバードへの教育効果について、安保は「会議終了後のハバード氏と小生との私的会談に於ける氏の言葉に照らしてみても、相当効果はあつた様な印象を深めました……氏としては此の調査計画の目的、その有効性、発案者の意向等に就いては、当初の疑惑を大部解消した様で、計画に相当積極的な協力を吝まぬといふ所まで来た様に思はれ、此の点今度の『教育』が相当効を奏したものの様です」との印象を抱いている。<sup>(60)</sup>

以上の安保の報告に従えば、第四次リー会議という体裁まで整えて試みたカーターのハバード教育の狙いは達成され、第三次リー会議に於ける日本側への行過ぎた讓歩に対する巻き返しに成功したといえる。それが高柳の懸念するものであったことはいうまでもない。

第四次リー会議に於ける討議のなかでは、カーターの巻き返しの意図を受ける形でホランド、ラティモア等を中心に日本側への攻勢が全体として目立った。それが最も顕著に表れたのは、一般質問の際に於けるホランドの発言である。

ホランドは、ハバードの質問に答える形で、中国要綱の各項目に関しては既存の材料が比較的少ないため、多くは新たに調査を施行することが必要である。しかし、日本要綱に関しては、日本 IPR の協力が得られなく

とも、内政外交問題等に関する豊富な資料があるため、それらの翻訳だけでも調査は立派に遂行出来る旨を断言したのである。それは、いうまでもなく日本側の協力が得られなくてもインクワイアリーに支障はないという意味である。安保は、国際事務局が日本側に対して「和戦両様の構へ」<sup>(61)</sup>を取り、それまでに購入した邦語文献、新たに鶴見祐輔より提供された邦語文庫文献等を用い、ポートン、ハーバート・E・ノーマン (Herbert E. Norman) 等を動員して単独編集も敢えて辞さぬという態度をデモンストレーションし、日本側の反対如何にかかわらずインクワイアリー計画は遂行するとの意向をハバードに、そして間接的に日本側に対し強く印象付けるための言明であると理解し、日本側としては注意を要すると観察する<sup>(62)</sup>。

更にホランドは、日本側がインクワイアリーに協力する場合、国際事務局は第三者の著作を採用し、日本側調査報告の補足として採用する方針であることも併せて言明したのである。安保によれば、この場合の第三者とは T・A・ビソン (T. A. Bisson) を指し、著作とは『中国に於ける日本』(仮訳：原題は JAPAN IN CHINA) のことである。本書は、日本側の観点からすれば、日中戦争関係の図書のなかで最も異論のあるものであった<sup>(63)</sup>。従って、日本側にしてみれば、ホランドのいう第三者とは公平を期すためという意味を込めて用いられたものではない。むしろ、その後国際事務局が日本側に対して如何なる態度に出ようとしているかを強く示唆するものであった。

総じて、カーターの観点に立つ時、第四次リー会議に於いて日本側に対して巻き返すという意図は達成され、逆に日本側は以後守勢を余儀なくされることになったといえよう。

### 第三節 プリンストン会議への対応

(1)

第四次リー会議以降の逆風のなかで、日本 IPR は緊急かつ具体的な対応措置を講ずる必要に迫られることになったのである。

まず一九三八年九月二〇日の緊急協議会に於いて第三次リー会議にジェサップから覚書 B という形で提出され、妥協案として承認された日本研究要綱を中心とした検討がなされ、一〇月一三日には協議員会を開催、日本側から強く要請したカーターの来日をめぐる問題の協議がなされた。それらの協議の結果、日本 IPR 内部に日本研究要綱代案作成委員会及びそれにともなつて必要となる太平洋問題研究会が組織されることになったのである。

日本研究要綱代案作成委員会の主たる意図・目的は、委員会名からして既に明らかであろう。その第一回会合は、一九三八年一月一日に日本国際協会に於いて、第二回会合は同二六日に各々開催された。

右二回の会合を通じて確立された方針とは、①要綱の正式決定に先立ち、調査担当権を日本側に確保すること、②日本の部要綱のなかに中国の部、欧米の部の双方から一部の項目を採り入れ、それらの整備・拡充をはかること、③国際事務局が原案を作成した後に発生した新事実を付加すること、④形式的には原案を尊重して項目の網羅主義を採用するが、執筆に当たっては日本資本主義の特殊性、大陸政策の必然性等を解明し十分に日本側の主張を強調し、実質的には個別問題主義の真髄を發揮すること、以上四点である。中国の部・欧米の部から付加及び挿入すべき項目とは、日本の在華權益と欧米の權益との比較、日本の大陸進出と欧米のそれとの比較、日ソ関係の究明等である。日中戦争の進展にともない追加すべき項目は、広東・漢口陥落にともなう華南、華中占領地域の問題、日本の統制経済、日本の挙国一致体制の整備等であり、更には基本問題として取り上げるべき課題として中国の政治・経済の特性に対する根本認識の再検討、東亜共同体建設のための基本条件、新国際平和秩序建

設のための基本条件等である。<sup>(64)</sup>

右を通じて示される日本IPRの基本姿勢は、日中戦争が深刻化するなか、例えば同年一月一六日の帝国政府はその後国民政府を相手とせずと述べた第一次近衛声明、一月三日の国民政府が従来の抗日容共政策を放棄して日本の東亜新秩序建設に参加するのを拒否せずと述べた第二次近衛声明に示される流れを受けたものであることから理解出来よう。

日本研究要綱代案作成委員会の方針を受けて、既述のように太平洋問題研究会が組織された。会員は、蠟山芳郎、信夫清三郎、松田智雄、岡倉古志郎等一九名からなる。一月二一日に国共合作の歴史又将来をテーマに第一回の太平洋問題研究会が開催された。その際には、その後の研究テーマ試案が次のように示されている。<sup>(65)</sup>それは、試案とはいえ本研究会の性格、動向を示すものである。

一、中国の国内情勢（抗日力の実態）

- 1 中国に於ける資本主義発達史
- 2 中国に於ける政治勢力の消長
- 3 民族統一運動の史的発展とその前途

（特に国共合作の現状及び今後の見通し）

二、日本大陸政策の動向

- 1 日本大陸政策の特性
- 2 中国に於ける日支提携の可能性
- 3 満州国に於ける政治的・経済的建設

4 内外蒙古の政治的・経済的情勢

三、太平洋をめぐる列強の角逐

- 1 太平洋に於ける英国の地位
- 2 太平洋に於ける米国の地位
- 3 太平洋に於ける英米の関係
- 4 極東に於けるソ連の地位
- 5 太平洋に於けるその他の諸国の利害

フランス、ドイツ及びイタリー、オランダ

他方、高柳、前田の両名が恐らく緊急性からニューヨークの若杉要総領事に依頼する形で送った一九三八年一月二五日付電報に於いて、中央理事会に於ける「日本側主張貫徹ハ絶望ニハアラサルモ、一般方針ノ主張、調査細目ノ見地ヨリ人選ニ注意ヲ加へ、少クトモ更ニ二人ヲ派遣スル必要アリ……B・C(筆者註…チャタム・ハウスを指す)ノ態度モJ・C(筆者註…日本I・P・Rを指す)ノ脱退ヲ防止スル為日本側主張ヲ尊重シ居ルハ明カナルモ、諸問題ニ対スル向背ハ未タ予見シ難キモノアリ」との厳しい状況報告、それに続く高柳によるサンフランシスコの鹽崎総領事経由の一二月一日付電報は「覚書Cはチャタム・ハウスとカーターに渡したるも、結局P・C(筆者註…中央理事会を指す)にて争ふ外なし」と報告し、更に二日後の三日付電報ではカーターの態度は「P・Cも近きことたる故、自己の意見は無価値故之を述べずと云ふに在り……カーターを最早交渉の相手とするに足らず。P・Cにて堂々の陣を張ることが得策なり。勝算あり。」とニューヨークの切迫した模様を伝えるものであった。





には日本 IPR としては重大な決意に出ることもやむを得ない覚悟にあることを知らせる。その一方で、国際連盟脱退後の IPR の国際機構としての存在の重要性に鑑み、極力国際事務局及び各国 IPR と円満なる協議を継続するように努力すること。② インクワイアリーの調査担当権を各国 IPR が確保出来るように極力折衝し、中央理事會に於いて日本 IPR の主張が受け入れられない時には、回答を留保すること。③ 次回中央理事會は、日中戦争終了後に開催されるべきことを主張し、それが通らない時に於いても決して妥協せず日本 IPR としての回答を留保すること。<sup>(70)</sup>

高木は、一二月一五日、右の三点を指針として訪米することになる。なお高木には西園寺の執筆とされる三頁の文書で、「高木先生御参考迄に」と書き添えられた「国際事務局インクアイアリーに関する日本カウンシルの見解」<sup>(71)</sup>も渡されている。内容は、既にみた日本 IPR の基本態度を纏めたものである。従って、高木には痛いほどその内容が理解出来ていたと推測される。

(2)

インクワイアリー問題に決着をつけるという意味で日本 IPR にとって異常な程の重要性を持つと高柳が評した所謂プリンストン會議は、一九三八年一二月二九日から翌三九年一月五日まで開催された。議題の中心は、いうまでもなくインクワイアリー問題であり、それに次回、すなわち一九三九年のスタディー・ミーティングの検討も併せて行われた。出席者は、カーター、エルズバーク、フィールド、ホランド、ター、アイヴィソン・マカダム (Ivison Macadam)、劉馭萬、高木等である。

高木は、一九三九年二月一六日付山川宛書簡の中で「今秋の會議は、PC (筆者註：中央理事會を指す) に於いて

ては全く従来の会議と異なる特殊の新例として提案され、審議されたり。同審議を覆すことは不可能と思われる。小生は個人として賛意を表したれども、J.C (筆者註…日本IPRを指す) の承認は留保したる故に、適宜御処置ありたし<sup>(72)</sup>と述べるように、渡米送別協議員会の席上託された日本IPRの希望事項三点を誠実に守りつつプリンストン会議に臨んだとみることが出来よう。

高木の具体的行動は、先ず一九三八年二月三十一日に日本IPRのインクワイアリーに対する基本認識を再確認する目的をもって「再び国際事務局のインクワイアリーについて」(RE THE INTERNATIONAL SECRETARIAT INQUIRY) と題する報告を行うことから始められている。内容は、既にみた日本IPRとしての主張、遺憾に思われる点などについて説明し、その上でインクワイアリーがIPRの従来の研究方針に基づいて進められるべきこと、特定の国の状況や政策等に関する研究は関係当事国IPRに割り当てられるべきこと、インクワイアリーの全プログラムは各国IPRの十分な協力と積極的な参加を確保するために中央理事会の最後に各国IPRの満場一致の同意を得た上で決定せらるべきこと、国際事務局の地位、権限が明確にされるべきこと、以上四点の提案をなし<sup>(73)</sup>、以後日本の立場の主張、妥協点の模索に尽力する。

しかし、会議でのインクワイアリーに関する主たる決定は、第三次リー会議に於ける妥協案の内容を大幅に変更し、(1)日中問題に関するインクワイアリー計画をIPRの新規事業とすること、(2)右の一切の事務は中央理事会議長及び国際調査委員会議長の命により中央事務局が担うこと、(3)中央理事会議長は三名のアドバイザーを任命(その後デネリー、コンドリフ、アンガスが任命される) すること、(4)アドバイザーの権限は原稿の取捨及び修正調査担当者の選択とすること、(5)調査報告は(一)列強の利害関係、(二)日本の立場、(三)中国の立場、(四)将来の調整の四部構成とすること、(6)日本IPR提出の調査を第二部を構成するものとして採用すること、但し、他国人によ

る調査が並行的に行われることを妨げないこと、以上である。併せてスタディー・ミーティングをめぐってもインクワイアリーと関連付ける形で、(a)九月以降にスタディー・ミーティングを開催すること、(b)スタディー・ミーティングはインクワイアリーを可能な限り完全なものとするために開催すること、(c)スタディー・ミーティングはインクワイアリーに於いて取り扱うべき問題そのものを論議すること、(d)出席者は各国 I P R 一〇名以下に限ること、(e)会議報告書を発表すること等の決定をみた。<sup>(74)</sup>

右のインクワイアリーに関する決定のうち、高木の主張が入れられたのはわずかに(6)の項のみである。又、調査報告を四部構成として(四)将来の調整を付加し、既述のように戦争の原因、処置等の善悪の是非以上に戦争の收拾、解決策の模索といった将来の展望に比重を置く日本 I P R にインクワイアリーを受け入れやすくするというカーターの配慮が見受けられる。しかし、プリンストン会議に於ける決定事項をみれば明らかのように、全体的にはカーターの意向に沿う方向で、逆にいえば日本側の守るべき原則を越える形で決着をみたことは誰の目にも明らかであった。

それに対して、高木はインクワイアリーをめぐる決定について次のように諒解した旨を主張する。<sup>(75)</sup> (1)日本 I P R 提出の調査が採用されたことは、I P R 通例の慣習に従って調査割り当てがなされた場合と同様と諒解する。(2)従って、右調査は最終的なものであって、何人(例えばアドバイザーや他国の I P R)の取捨修正にも服さない<sup>(76)</sup>と諒解する。又スタディー・ミーティングに関しては(1)プリンストン会議の決定に対し反対を表明する。(2)但し、次の条件の下に於いては協力する。①純然たる事務会議と見做し、日中問題そのものの論議をしないこと。②会議報告書の発表をしないこと。③各国 I P R からの出席者を五名以下に限ること。以上のように述べる。<sup>(76)</sup> しかしながら、そういった高木のインクワイアリーに対する諒解やスタディー・ミーティングに対する態度は、プリン

ストン会議終了後も続けられたカーターやジェサップとの書簡を通じてのやりとりをみても明らかのように、受け入れられることはなかった。<sup>(77)</sup>

ところで、プリンストン会議の最中及びそれ以降に高木を大いに落胆させるとともに根気を奪うことになった要因は、日本IPRがインクワイアリー計画に参加する場合、邦文資料を翻訳するためのロックフェラー財団からの基金の分担金が高木の要求によって五〇〇〇ドルと一旦決定されたにもかかわらず、突然三五〇〇ドルに削減され、それが日本側の抗議によって六〇〇〇ドルになるといった複雑な経緯を辿ったこと、<sup>(78)</sup> 日本IPRに割り当てられるのがIPRの慣行であるにもかかわらず、今回は何の説明もなしに外国人研究者の翻訳料の分までが日本側への分担金のなかに含まれていたこと<sup>(79)</sup> (この件はとりわけ高木を驚かせると共に失望に導いた)、インクワイアリーそのものや同計画のそれまでの経過、国際財務委員会の態度、そしてカーターや中央理事会、国際調査委員会等の言動に対する不信の増大である。

IPRの設立以来一五年にわたってIPRに携わってきた高木は、「プリンストン会議に於いて一度ならず指摘しなかったことは原則の問題である」<sup>(80)</sup>と述べている。高木が主張しなかったことは、カーターや国際事務局に対しインクワイアリー計画をIPR規約に基づく従来の研究方針に則って遂行すべきであるということであったと推測される。それを物語るように、その頃から高木は原則という言葉を繰り返し用いるようになる。

日本IPRとIPR本部との対立の深刻化によってIPR始まって以来の危機に直面する最中の一九三九年五月一〇日、日本側からの再三の来日要請を受ける形でカーターが来日する。カーターは一週間の滞在期間中に日本IPR側と会談を重ね、又米国のジョセフ・C・グルー (Joseph C. Grew) 駐日大使、ドイツのユージン・オットー (Eugen Ott) 駐日大使、有田八郎外相、河相達夫情報部長、松岡洋右等とも懇談の機会を得た。しかし、

日本側の期待に反して、カーターの来日が局面の打開に資するという訳には行かなかつた。それを物語るかのように、カーターが香港へ赴いてから二日後の五月二〇日、高木はジェサップ宛書簡の最後に、日本 I P R にインクワイアリー計画に対する協力を続けるだけの現実的可能性が未だ残されているかどうかの判断をめぐって、自分自身そして日本 I P R が苦境に立たされたと書き記すのである。<sup>(81)</sup>

国際連盟脱退後の日本にとって I N G O とはいえ残された唯一の国際組織からの脱退、或いは協力の停止という事態の深刻さは、日本 I P R の会員にも痛い程理解されていた。それだけに、最終的決断に至るには厳しさと同時に慎重さを求められたのである。

まず一九三九年六月九日、日本国際協会会議室に於いてインクワイアリー及びスタディー・ミーティングに関する中央理事会議長(ジェサップ)宛通告文をめぐる審議から、その対応は開始された。通告文試案は誰の手によるものかは不明であるが英文四頁からなり、差出人は山川となつている。九日の審議では多くの修正がなされ、翌一〇日にはその改訂版が検討されるという慎重さに加えて、プリンストン会議に出席していたという意味で事情に通じた高木の個人的検討も行われている。内容は、改めて日本 I P R としての見解を伝えるとともに、スタディー・ミーティングに反対する立場から、それへの参加は困難なこと、インクワイアリーについて日本 I P R に開かれた唯一の途は、インクワイアリーへの協力を控えることであると日本側の決意を伝えるものである。<sup>(82)</sup>

次は、後に首相となる若き宮沢喜一氏が参加したことで知られる第六回日米学生会議の指導者として七月二六日に渡米予定の高柳にジェサップとの折衝を依頼することになり、そのために日本 I P R としての最後の方針を決定するための協議委員会を七月一九日に日本国際協会会議室にて開催の運びとなつた。討議は問題の深刻さに比べて不思議な程に淡々と行われ、次の三点が I P R 全体のために最善の解決方法であるとの完全な意見の一致

をみたのである。(一)日本IPRは今後もIPRへの協力を継続する。(二)インクワイアリー計画には参加しない。(三)独立に日中問題に関する調査を発表する。<sup>(83)</sup>

本決定によって、日本は国際社会に於いて孤立を一層深める。同時に、日本IPR版インクワイアリー計画を単独で行わざるを得ない状況に陥ったのである。

## 結 論

IPRには『日本における近代国家の成立』の著者として、そしてマッカーシズムの犠牲者となったことでも知られる優れた歴史家ノーマンに象徴されるように、多数の優秀なアジア研究者を育て、かつ多くのアジア研究の業績を残したという評価がある。その大きな契機をなしたIPRのインクワイアリー計画の実施に向けた過程に於いて、日本IPRは事実上脱退に等しい協力停止のやむなきに至った。その直接的なきっかけは、本計画のそもそもの発端からのカーターやIPR本部に対して鬱積した強い不信である。具体的には、事前の連絡の欠如、従来の各国IPR主体の調査研究方式に替わる国際調査委員会中心方式の採用、ホランド訪日の際に日本IPRと国際事務局との間でインクワイアリーをめぐる諒解が成立した旨のカーター書簡、そうした諒解が成立した旨の情報をチャタム・ハウスとの折衝に利用しようとするカーターのやり方、ロックフェラー財団からの助成金の日本IPRへの配分方法、インクワイアリーの成果公表方法をめぐる意見の相違、カーターを中心とするIPR執行部の反目的発言、インクワイアリー計画の目的や意図等に対する不信などである。

日中戦争勃発以降、国際連盟による日本非難決議や近衛声明に象徴されるように日本が国際的孤立を深刻化す

る過程で、INGOである日本IPRも内外両面に於いて孤立を余儀なくされたのである。そうした状況のなかで、日本IPRの日中問題を中心とするインクワイアリー計画に対する態度は、日本政府の対中政策に同調するものであった。それ故に、カーター等への不信と重複しつつも、日本を批判の矢面に立たせる懸念の大きなインクワイアリー計画に反発したのである。

日本IPRの対処方法は、あくまでもインクワイアリー計画への参加を前提として、高柳の行動に示されるように、IPRの基本精神や規約に基づく形でインクワイアリーを遂行するように求めること、インクワイアリーのなかの日本の部に関する調査担当権を確保すること、日本IPRのバーゲニング・ポジションを高めるために日本IPRの脱退を望まないチャタム・ハウスの連携を模索することであった。確かに、それは、IPR本部との折衝を有利に展開する上で効果的であることが期待出来たかも知れない。但し、効果あるものにするためには、良好な日英関係の存在が前提として求められよう。しかし、日中戦争の拡大にともなって英国の極東権益が危殆に瀕する状況と防共協定の締結にみられる日独の接近という状況のもとでは、チャタム・ハウスが日本の一層の孤立は英国の極東権益維持にとって好ましくないとの判断から、国際連盟脱退後の日本にとって唯一残された国際機関であるIPRに日本が踏みとどまれるよう配慮することは推測出来る。それを物語るように、チャタム・ハウスは、日本IPRの脱退を防ぐということでは日本IPRに協調的姿勢を示したものの、それ以上ではなかった。逆に見れば、日本IPRはIPR本部、米国IPR、そしてチャタム・ハウスからなる英米の連携を崩すだけの力も、又それを可能にする背景も持たなかったのである。<sup>(8)</sup>

プリンストン会議に於けるカーターの巻き返し後のインクワイアリー計画及びヴァージニア・ビーチ会議への不参加という日本IPRの最終的な態度は、日本に残された唯一の国際的な場を失うことこの重大性に比較

して、激論を経ることもなく、又格別のこだわりも示されないままに決定をみている。その理由は、日本IPRとしては譲れない基本原則を守れなかったこと、それにも拘わらず従来通りの活動を継続することは国内世論を敵に回す惧れがあること、日本IPRを主に構成する自由主義的知識人が一つの社会的勢力を形成するだけの力を持つことが出来なかったことから、国益や対外政策等をめぐって政府と一線を画すだけの力を持って、追従の姿勢に終始せざるを得なかったことによる。その後の日本IPRは、高柳、那須、蠟山政道、矢部貞治、尾崎秀美、笠信太郎等を中心に日本版インクワイアリーであるファー・イースタン・コンフリクト・シリーズを刊行した。しかし、本シリーズは翻訳されることがなかった。そういう意味で、本シリーズは、一九二〇年代の国際協調主義から三〇年代に入って単独主義に転じた日本の姿の一端を映すものといえよう。ちなみに日本IPRのIPRへの復帰は、一九五〇年の第一回ラクノウ会議まで待たねばならなかったのである。

(1) 一九三六(昭和一一)年八月のヨセミテ会議の最中に開催された中央理事会では、次回会議の開催日程及び開催地を三年後の一九三九(昭和一四)年、極東の一地点と決定していた。なお、本理事会ではフランスの新会員としての承認、ホノルルの中央事務局所在地の移転、以降三年間は中央事務局の所在地を固定せず、ニューヨーク、東京、上海、ロンドン、モスクワ、トロント等に順次暫定的に置くこと、調査項目としては綿業、太平洋外交政策及び平和機構、太平洋漁業、太平洋船舶問題、属領地の経済問題等とすること等を決めている。「太平洋問題調査会中央理事会議決事項(一九三六年八月ヨセミテ)」、東京大学アメリカ研究資料センター「高木文庫」所蔵文書参照。以下、『高木ペーパー』と呼ぶ。

(2) 第六回ヨセミテ会議については、拙稿「太平洋問題調査会(IPR)と政治的勢力均衡及び平和的調整問題―第六回ヨセミテ会議を中心として―」『社会科学討究』第四三巻一号、平成九年四月を参照されたい。

(3) Kate Mitchell and William L. Holland eds., *PROBLEMS OF THE PACIFIC, 1939-Proceedings of the Study Meeting of the Institute of Pacific Relations, Virginia Beach, Virginia, November 18-December 2, 1939* (New



- York: Institute of Pacific Relations Publication Office) pp. v-vi 参照。なお、ヴァージニア・ビーチ会議に正式参加したのは、オーストラリア、カナダ、中国、ニュージーランド、フィリピン、米国の各 IPR である。
- (4) Letter from J. W. Dafeo, Chairman, Pacific Council to the Members of the Pacific Council, the Members of the International Research Committee, and the International Secretaries, February 9, 1938 (Institute of Pacific Relations Document Collection, University of Hawaii Archives in Sinclair Library, University of Hawaii) 参照。以下、University of Hawaii Archives と呼ぶ。インクワイアリーの発端は、本書簡のなかでデフォォーが日本 IPR に説明するように、周囲からの働きかけによるものではなく、むしろカーターからの関係者への働きかけとそれに対する圧倒的な支持と理解によるものである。なお、インクワイアリー問題及びそれに対する日本 IPR の対応の概要については、山岡道男『太平洋問題調査会』研究』（竜溪書舎、一九九七年）の第九章「戦前期日本太平洋問題調査会と国際事務局との対立」、第一〇章「戦前期日本太平洋問題調査会と『ファー・イースタン・コンリフト』シリーズの出版」に要領よく纏められている。
- (5) Paul F. Hooper ed, *Remembering the Institute of Pacific Relations: The Memoirs of William L. Holland*, Ryukui Shyosha Publishing Company, 1995, p. 309 参照。なお、ホランドがカーターの着想によるインクワイアリーについて「それはヴェルサイユ講和会議の際にウッドロー・ウィルソンを支援するために作成されたインクワイアリーに類似しているように思われた」と指摘している点には興味深いものがある。同右書、三〇九頁参照。
- (6) 一九三八（昭和一三）年六月九日付安保長春苑西園寺公一宛書簡『高木ペーパー』参照。
- (7) 一九三八（昭和一三）年三月二二日付太平洋問題調査部協議員会合記録『高木ペーパー』参照。
- (8) 同右。
- (9) 同右。
- (10) 同右。
- (11) 同右。
- (12) *Letter from Satowji to Carter of April 5, 1938* 『高木ペーパー』。

- (13) 一九三八(昭和一一)年四月二一日付太平洋問題調査部協議員会記録『高木ペーパー』参照。
- (14) 一九三八(昭和一一)年五月三一日付太平洋問題調査部協議員会合記録『高木ペーパー』参照。
- (15) ホランドは、前掲 *The Memoirs of William L. Holland* の中で、一九三七年の後半に中国、内蒙古の旅からニューヨークに戻って間もなくカーターから書簡を受け取り、初めてインクワイアリーについて知らされたこと、そしてカーターから東京へ行き、日本 IPR に本計画について概括的にかつ懸念を抱かせることがないように、すなわち婉曲に通知するよう依頼された。その理由は、中国に於ける日本の軍事政策を検証するようなことは日本が歓迎するはずがないと思われたからである。そこで自分は概略の概略を日本側に説明した。日本 IPR は、その後インクワイアリーに反対し、自分から十分な説明を受けていないと主張した。しかし、東京に出向いた時には、自分にも詳細が未だ明確でなかったのであると述べている。Hooper, *op. cit.*, pp. 20-22.
- なお、五月三一日の協議員会に於いて太平洋問題調査部が日本国際協会から独立した予算で活動することが可能になった旨の報告がなされた。それは、西園寺の尽力、原田熊雄、日銀総裁結城豊太郎らの協力や斡旋によって、三菱、住友、日銀がその後毎年三五〇〇〇〇円の寄付を行うことになったことによるものである。それによって、日本 IPR は外務省からの下附金一〇〇〇〇〇円と合わせて四五〇〇〇〇円の名目共に独立予算による運営が可能となるとも、右の寄付金により、設立以来初めて予算の五割以上が民間からの拠出によって賄われることになったのである。それは、IPR の INGO という性格からしてあるべき健全な姿となったといえる。この件をめぐる結城、原田の厚意が得られた理由は、彼らによって日本に残された唯一の国際組織としての日本 IPR の重要性が評価されたことにある。日本 IPR は、カーターに対して日本 IPR が IPR の維持及び強化のために最善を尽くしていることを認識させると同時に、彼に行動の自重を望むとの意図に基づいて、予算の件を報告している。しかし、日本 IPR の置かれた困難な立場、その後の展開などを見る時、この段階で財政的側面が望ましい姿を呈したことに割り切れないものを感じる。本件については、前掲五月三一日付協議員会合記録『高木ペーパー』参照。
- (16) 前掲、五月三一日付協議員会合記録『高木ペーパー』参照。
- (17) 一九三八(昭一一)年六月三日付安保発山川、西園寺、谷川宛報告書『高木ペーパー』参照。

(18) 一九三八(昭和一三)年六月九日付安保発西園寺宛報告書『高木ペーパー』参照。右報告書のなかに記述された安保がインクアイアリーのプロジェクトに正式参加することに関して日本 IPR の同意を求めるカーターからの書簡については *Letter from Carter to Yamakawa of June 14, 1938* を参照のこと。なお、同書簡のなかで、カーターは日本 IPR が強く不満を表明している前年にホランドが来日し非公式にインクワイアリーについて伝えたとという件と関連して、その後二月九日付のデフォアの書簡まで日本及び中国 IPR に正式にこの件を伝えなかった理由を、安保が IPR やその活動について自由に日本 IPR に報告してよいものを、そうしてはいけないと勘違いしたことによるものと説明している。また、インクワイアリーの手続きや方法等をめぐり不一致があるとは予期しないが、未解決の問題をすべて処理するために西園寺がニューヨークを訪れるよう要請するとともに、もし山川本人の訪米が実現するのであれば、それに優ることはない旨を伝えている。

安保の同報告書のなかで、「サンフランシスコ総領事館が IPR に対して痛く心証を害している」云々について、外務省外交史料館所蔵の『太平洋問題調査会関係一件』のうち一九三六年九月から三九年八月の間の文書が消失していることから(終戦時に焼却されたものと思われる)、鹽崎観三総領事の報告を閲覧することは出来ない。しかし、そのなかの一つと思われる鹽崎の報告が『高木ペーパー』のなかに残されている。それは、鹽崎が広田弘毅外相宛に送った電信「太平洋問題調査会桑港支部拡張ノ件」の写しを一九三八(昭和一三)年四月二一日に井口貞夫外務省情報部第一課長が山川に参考までに送ったものである。それによれば、鹽崎は「桑港支部拡張ト共ニ従来同会ニテ発行シ来レル刊行物中『Pacific Affairs』編纂ヲ当地ニテ行フコトトシ前記『ラティモア』ヲ其編集主任ニ任命シ既ニ実行中ノ所、近來本調査会米側職員殊ニ『ラティモア』最近ノ言動ハ相当排日的乃至親支蘇的傾向ヲ現ハシ、当方面評論界其他ニ直接間接ノ悪感化ヲ与ヘ居ルコトハ特ニ注意ヲ要スル次第ナリ従来当国東部方面ニ其活動ノ中心ヲ置キタル同会ガ最近当方面ニモ活動ノ重点ヲ置クニ至レルコトハ注目ニ値スヘク同会今後ノ活動振ハ相当注視ノ要アリト思考ス」と、サンフランシスコ支部及びとりわけラティモアに対する注意を喚起したものである。『高木ペーパー』

又、安保の報告のなかの「前年のカーターの演説」云々については、それと関連すると推察可能な一九三八(昭和一三)年五月五日付カーターから山川宛の文書がある。それは、前年、すなわち三七年度のサンフランシスコ商工会議

所に於ける講演のなかで米国の石油会社が中国の市民を爆撃するための日本軍の戦闘機に燃料を供給することについて、それを躊躇する国民感情が高まっていると述べたこと、それを米国の幾つかの新聞があたかも自分が個人的に對日石油禁輸を支持しているかのような推定記事を掲載したと釈明したものである。『高木ペーパー』。

(19) 一九三八(昭和一一三)年七月二二日付日本國際協會太平洋問題調査部からの各協議員宛七月二六日協議員会開催通知書『高木ペーパー』参照。

(20) 高柳賢三氏宛依頼電報(昭和一三年七月二六日 山川氏ヨリ秩父丸宛発信)『高木ペーパー』参照。なお、本電報は、同日の協議委員会の会合記録を喪失している今としては、当然のことながら記録の欠落部分を補うものである。

(21) 秘 安保長春氏より西園寺・谷川氏宛書簡抜粋(七月二十九日発信、八月二十二日受信)『高木ペーパー』参照。

(22) 同右参照。

(23) 同右。

(24) 安保は、「ホランド氏によりますれば×に七月二十二日附再度改定された調査も高柳先生御来着以前に今一度修正加筆する様カーター氏より電命された」とホランドが安保に語った旨を西園寺に報告している。安保長春氏より西園寺氏宛書簡(八月二日発信、八月十八日受信)『高木ペーパー』。所謂第一案、第二案(改訂版)、第三案(第三改訂版、再々改訂版)については、『高木ペーパー』中のJ1、J2、J3を参照のこと。

(25) 同右。

(26) 高柳は、カーターがサンフランシスコまで出向いたもう一つの理由として自分の行動に対する監視をあげている。カーターは八月二日にニューヨークに戻ると、高柳のニューヨーク到着以前にジェローム・D・グリーンと打ち合わせるためにポストンを訪れている。高柳博士よりの第一回書信(八月三日発信、八月二五日受信)『高木ペーパー』参照。

(27) 同右。

(28) 高柳の意図は、「ウイルバーは覚書に表れたる日本側意見に満腔の賛意を表し、日本側意見の基礎の上に調査を実行することの可能性を述べたり」と自らの西園寺及び山川宛書信のなかで述べるように、一応達成されたと評価出

来よう。同右参照。

(29) 同右。

(30) (A) 高柳賢三協議員よりのリー会議に関する報告通信(八月二三日発信、九月一四日受信) 『高木ペーパー』参照。

(31) 同右。

(32) 同右参照。

(33) 同右参照。

(34) 同右参照。

(35) 同右参照。

(36) 同右参照。

(37) 同右。

(38) 同右。

(39) 同右参照。

(40) 同右。

(41) 同右参照。

(42) 同右参照。

(43) 同右参照。

(44) 同右参照。

(45) (B) 高柳・安保両氏よりのリー会談並に其の取極に関する詳細報告(八月二三日発信、九月一四日受信) 『高木ペーパー』参照。

(46) 同右参照。

(47) 前掲、(A) 高柳賢三協議員よりのリー会議に関する報告通信参照。

- (48) 同右。
- (49) 同右参照。
- (50) 同右参照。
- (51) 前掲、(B) 高柳・安保よりのリー会議並に其の取極に関する詳細報告。
- (52) 同右。
- (53) (秘) 高柳賢三協議員よりのリー会議以後に関する報告―主としてチャタム・ハウスとの折衝に関して―(九月四日発信、一〇月二六日受信) 『高木ペーパー』。
- (54) 前掲、(秘) 高柳賢三協議員よりのリー会議以後に関する報告―主としてチャタム・ハウスとの折衝に関して―参照。
- (55) 同右参照。
- (56) 高柳氏(在倫敦) ヨリノ第二信(昭和二三・九・五受信 外務省經由 山川氏宛電報) 『高木ペーパー』参照。
- (57) 安保長春氏よりの第四次リー会議に関する報告(昭和二三・九・二三発信) 『高木ペーパー』。
- (58) 同右。
- (59) 同右参照。
- (60) 同右。
- (61) 同右。
- (62) 同右参照。
- (63) 同右参照。
- (64) 日本研究要綱代案作成委員会審議事項(昭和二三・一一・二六) 『高木ペーパー』参照。
- (65) 「太平洋問題研究会」研究テーマ試案 『高木ペーパー』参照。
- (66) 十一月廿五日在紐育若杉総領事発有田外務大臣宛電報写(昭和二三・一一・二八受信) 『高木ペーパー』。
- (67) 高柳賢三氏よりの電報(桑港鹽崎総領事經由 昭和二三・一二・一発信) 『高木ペーパー』。

- (68) 高柳賢三氏よりの電報(桑港鹽崎総領事経由 昭和二三・一二・三発信)『高木ペーパー』。
- (69) 「現代日本研究」刊行形式試案(昭和二三・一二・七)『高木ペーパー』参照。本試案の詳細については、日本研究概要試案及びそれをIPRの中央理事会と国際事務局に提出するために英語訳されたTHE OUTLINE OF THE STUDY OF JAPAN AND THE PRESENT FAR EASTERN CONFLICT: THE HISTORICAL DEVELOPMENT AND THE PRESENT SITUATION to be submitted to the International Research Committee and the Pacific Council『高木ペーパー』を参照のこと。
- (70) 高木八尺氏渡米送別協議員会(昭和二三・一二・五)審議事項(希望条項)『高木ペーパー』参照。
- (71) I・Sインクワイアリーに関する日本カウンシルの見解『高木ペーパー』参照。
- (72) 山川端夫宛 二月十六日『高木ペーパー』。
- (73) RE THE INTERNATIONAL SECRETARY INQUIRY『高木ペーパー』参照。
- (74) 協議員会(昭和十四年五月四日)資料のうち、◎プリンストンに於けるパシフィック・カウンシル会議の決定事項『高木ペーパー』参照。その後、カナダのヴィクトリアがマニラ、ホノルル等をおさえて開催地として決定された。しかし、ドイツのポーランド侵攻の影響により、最終的にはヴァージニア・ビーチへと再変更をみる。
- (75) 同右資料のうち、◎日本側提案の要旨『高木ペーパー』参照。
- (76) 同右参照。
- (77) 例えば、Letter of January 24, 1939 from Philip C. Jessup to Yasaka Takaki『高木ペーパー』を参照されたい。
- (78) Letter of January 12, 1939 from Edward C. Carter to Yasaka Takaki『高木ペーパー』参照。
- (79) Letter of March 15, 1939 from Yasaka Takaki to Edward C. Carter『高木ペーパー』参照。本書簡のなかで、平素紳士的な高木には珍しくカーターに対する感情を露にし、もし事務総長が各国IPRに一つの説明をなし、すぐその後に同じ問題についての異なる解釈を行うとすれば、相互の信頼はどう維持すればよいのか。私が我々の国際組織のなかで信頼の回復に努めてきたことはいまでもなからう。しかし、貴兄は私の立場を次第に困難なものにしていると厳しい批判を展開している。

- (80) *Letter of January 13, 1939 from Yasaka Takaki to Edward C. Carter* 『高木ペーパー』。
- (81) *Letter of May 20, 1939 from Yasaka Takaki to Philip C. Jessup* 『高木ペーパー』参照。
- (82) (undated) 『高木ペーパー』参照。本書簡の差出日は記載されていないが、文脈からみて六月中旬頃に投函されたとと思われる。
- (83) 昭和十四年八月三十日付協議員宛報告『高木ペーパー』参照。
- (84) 英米の協力については、塩崎弘明『国際新秩序を求めて』R I I A、C F R、I P Rの系譜と両大戦間の連係関係―(九州大学出版会、一九九八年)の第六章第二節「一九三〇年代前半の連携関係」を参照のこと。

〔後記〕 本稿は、平成二一一三年度科学研究補助金(国際学術研究・国11691107)の成果の一部である。